

令和2年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

令和元年12月
厚生労働省



健康・医療

- **医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長**〔相続税、贈与税〕(P4)
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医療法上の持分なし医療法人への移行計画認定制度の特例措置について、その適用期限を3年延長する。
- **マイナポータルを活用した医療費控除の申告手続きの簡素化**〔所得税、個人住民税〕(P5)
マイナポータルへの医療費情報の掲載等を活用し、医療費控除の申告手続きを簡素化する。
- **健康サポート薬局に係る税制措置の延長**〔不動産取得税〕(P6)
地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局の取組を推進するため、中小企業者が健康サポート薬局の用に供する不動産を取得した場合における、不動産取得税を減免する特例措置について、その適用期限を2年延長する。

〈検討事項〉

- **社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続**〔事業税〕(P7)
- **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続**〔事業税〕(P7)
事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

子ども・子育て

- **認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充**〔消費税、地方消費税〕(P8)
消費税が非課税とされている認可外保育施設の利用料について、非課税対象を拡大し、指導監督基準を満たし、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設の利用料についても非課税とする。
- **ひとり親に対する税制上の対応**〔所得税、個人住民税〕(P9)
未婚のひとり親について寡婦(夫)控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

医療保険

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔国民健康保険税〕(P10)

- ① 国民健康保険税の基礎課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

○ 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し〔国民健康保険税〕(P11)

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行う。

介護

○ 介護保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕(P12)

介護保険制度の見直しについて、社会保障審議会介護保険部会等において議論を行い、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

雇用

○ 雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕(P13)

雇用保険法の改正を前提に、同法の失業等給付について、引き続き非課税及び差押禁止措置を講ずる。

○ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕(P14)

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象資産から工場用の建物等を除外するとともに、機械装置の割増償却率を12%（現行：24%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

○ 労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕(P15)

労働者災害補償保険法の改正を前提に、同法の保険給付について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

年金

- **企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置**〔所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P16)
確定拠出年金法等の改正を前提に、税制上の所要の措置を講ずる。
 - ① DC(企業型・個人型)の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
 - ② 中小企業向け制度の対象範囲の拡大
 - ③ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和
 - ④ ポータビリティの改善
 - ⑤ その他所要の措置
- **企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税停止措置の延長**〔法人税、法人住民税〕(P17)
企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

生活衛生

- **交際費課税の特例措置の延長**〔法人税、法人住民税、事業税〕(P18)
飲食費の50%を損金算入できる特例措置(中小企業・大企業(資本金の額等が100億円以下))及び交際費(飲食費や贈答品の費用等)を800万円までは全額損金算入できる特例措置(中小企業のみ)について、その適用期限を2年延長する。
- * ○ **中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長**
〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P19)
従業員500人以下の中小企業者等(連結法人を除く)が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。
- * ○ **中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長**〔登録免許税、不動産取得税〕(P20)
中小企業等経営強化法に基づく認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る登録免許税等を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。

その他

- * ○ **認定NPO法人等のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外**〔所得税〕(P21)
寄附者が税額控除を受けることができる社会福祉法人等の認定に関し、休眠預金等活用制度が影響を及ぼさないよう、その要件(PST要件)について、総収入金額及び受入寄附金額の総額から休眠預金等からの助成金の額を除外する等の措置を講ずる。

1. 大綱の概要

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。

2. 制度の内容



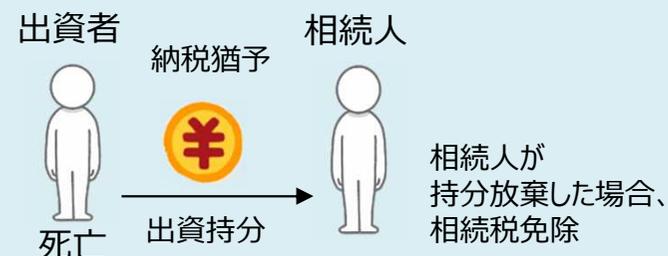
【認定要件】

- ・ 社員総会の議決があること
- ・ 移行計画が有効かつ適切であること
- ・ 移行計画期間が3年以内であること
- ・ 法人関係者に利益供与しないこと
- ・ 役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- ・ 社会保険診療に係る収入が全収入の80%を超えていること 等

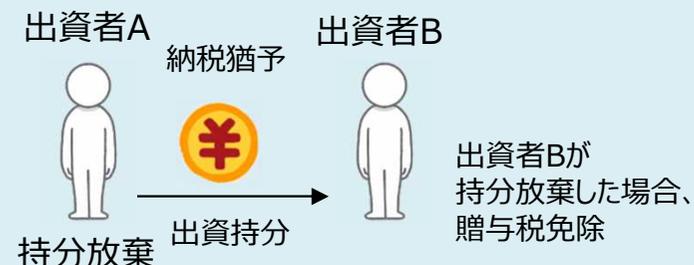
ただし、持分なし医療法人へ移行後6年を経過する日までの間に、認定要件を満たさなくなったときは、認定を取り消す。

【認定医療法人のメリット】

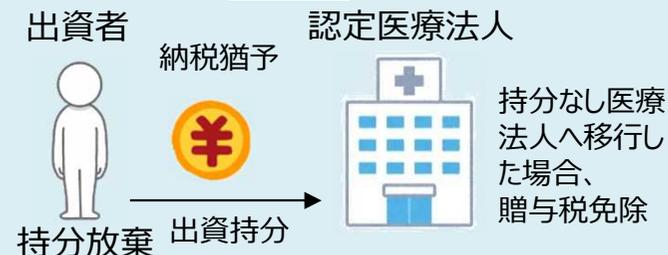
① 相続税の納税猶予



② 出資者間の贈与税の納税猶予



③ 医療法人への贈与税の納税猶予

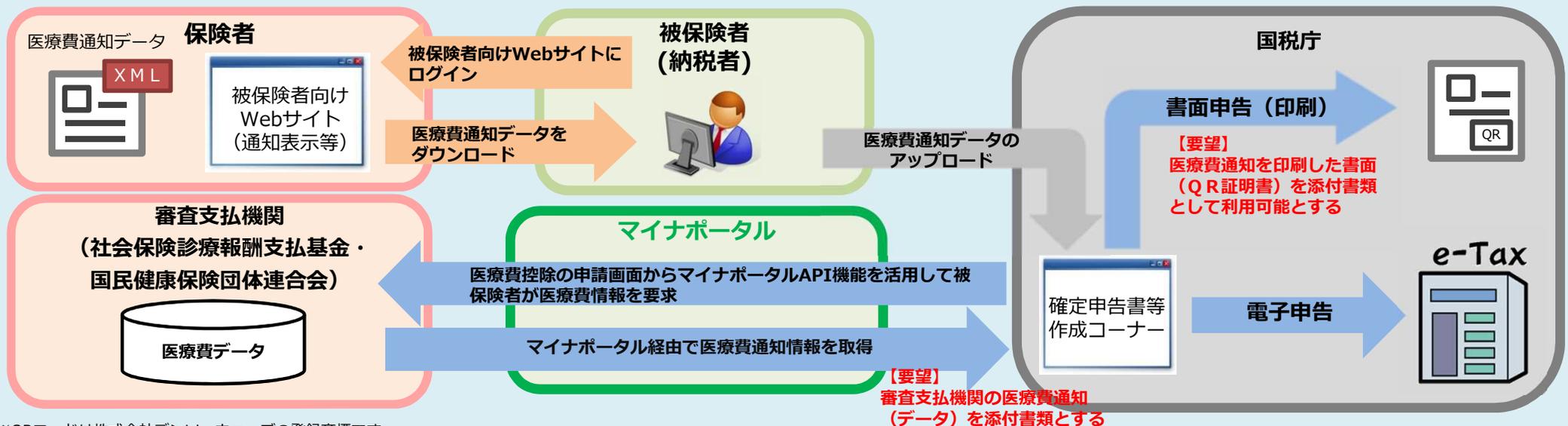


1. 大綱の概要

医療費控除の申告手続きについて、次の見直しを行う。

2. 制度の内容

- 被保険者（納税者）が、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができるよう、審査支払機関が提供するデータ及び医療費通知を印刷した書面（QR証明書）を確定申告書の添付書類に追加し、医療費控除の申告手続きの簡素化を図る。
- あわせて、保険者の医療費通知を書面（郵送）で受け取った者が電子申告をする場合には、当該医療費通知の添付を省略できることとする。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

健康サポート薬局に係る税制措置の延長

1. 大綱の概要

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や取組支援等を行う「健康サポート薬局」の制度が、平成28年10月より施行された。
(令和元年9月末時点で全国で1,567の薬局が健康サポート薬局として届出)
- 「健康サポート薬局」を推進するため、「健康サポート薬局」の要件の一つである、間仕切り等で区切られた相談窓口の設置や、要指導医薬品等の供給体制に必要な設備にかかる増改築の負担を軽減する必要がある。
- このため、中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税に関して、不動産価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。

(健康サポート薬局である旨を表示できる薬局の基準)

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能
 - 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
 - 患者からの電話相談等への24時間対応、在宅患者に対する薬学的管理・指導
 - かかりつけ医を始めとした関係機関等との連携体制の構築
- 健康サポート機能を有する薬局の機能 …かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に**加え**、以下の機能が必要
 - 地域における関係機関等との連携体制の構築
 - 薬剤師の資質確保
 - 間仕切り等で区切られた相談窓口の設置**
 - 健康サポート薬局である旨や取組内容をわかりやすく表示すること
 - 要指導医薬品等に関する供給機能・助言体制等の構築
 - 平日の営業日は一定時間以上連続で、土日は一定時間開局していること
 - 健康に関する相談への対応、積極的な健康サポートの実施

<相談窓口の例>



1. 大綱の概要

<検討事項>

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	特別法人 * 医療法人を含む	3.5% (約4.7%)	4.9% (約6.6%)	
	普通法人	3.5% (約4.8%)	5.3% (約7.3%)	7.0% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充

1. 大綱の概要

消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる保育を加える。

(注) 上記の改正は、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

2. 制度の内容

施設の種類	認可保育所	認可外保育施設	
利用料に係る消費税	非課税	乳幼児の数 6人以上 + 指導監督基準を満たす 旨の証明書	乳幼児の数 5人以下 + 指導監督基準を満たす 旨の証明書
		非課税	課税 → 非課税

注: 前々年又は前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除されている。

- 今般の幼児教育・保育の無償化に合わせ、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る保育に従事する者に関する基準を見直したことに加え、原則年1回以上の集団指導を行うこととされている。
- こうしたことを踏まえ、**1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料について非課税とする。**

1. 大綱の概要

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

2. 制度の内容

- 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。
- 寡婦（夫）控除について、以下の見直しを行う。
 - ①寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。
 - ②住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
 - ③子ありの寡夫の控除額（現行所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額とする。

（注1）上記の改正は、令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用する。

（注2）扶養親族がない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性（所得500万円（収入678万円）以下）については現状のままとする。

（注3）現行の寡婦、寡夫又は単身児童扶養者に対する個人住民税の非課税措置を見直し、上記の見直し後の寡婦若しくは寡夫又は上記の措置により控除の対象となる未婚のひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象とする。

※控除の法形式については検討中

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

現行

【現行】課税限度額
 基礎課税額：61万円
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：16万円

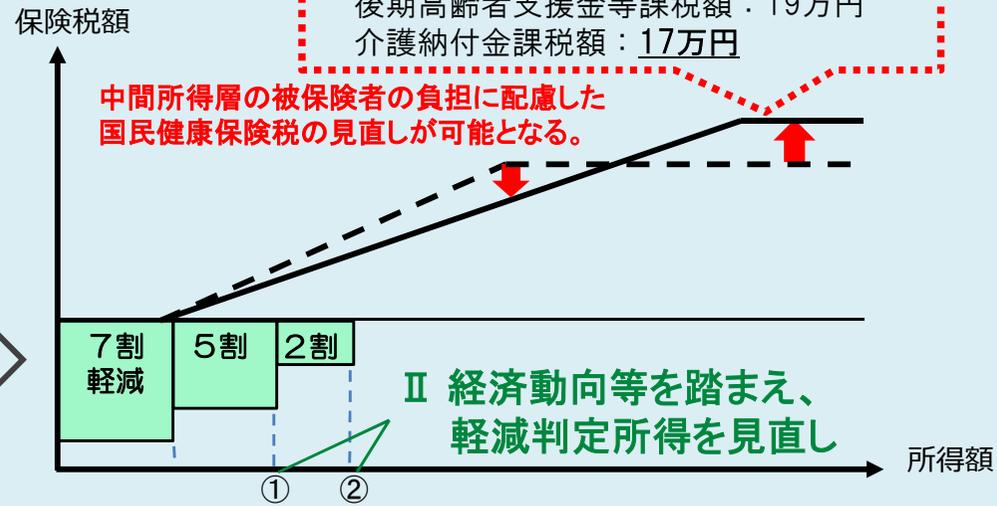


【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28万円×(被保険者数＊)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋51万円×(被保険者数＊)

改正後

I 課税限度額の見直し

【改正後】課税限度額
 基礎課税額：63万円
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：17万円



【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28.5万円×(被保険者数＊)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋52万円×(被保険者数＊)

* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

1. 大綱の概要

介護保険法の改正を前提に、税制上の所要の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 高齢化の更なる進展に対応するため、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目途に「地域包括ケアシステム」の推進に取り組むとともに、現役世代が急減する2040年に向けて、健康寿命の延伸や介護現場の革新など、新たな課題にも対応することが必要。
- これらの課題に対応するため、2021年度からの第8期介護保険事業計画に向けて、社会保障審議会介護保険部会において、「介護予防・健康づくりの推進」、「保険者機能の強化」、「地域包括ケアシステムの推進」、「認知症「共生」・「予防」の推進」及び「持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」の観点から、必要な見直しに向けた議論を進めている。
社会保障審議会介護保険部会における議論の結果等を踏まえ、令和2年通常国会に関連法案を提出する場合、それに伴い、所要の税制改正が必要となる可能性がある。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」においても、「年金及び介護については、必要な法改正も視野に、2019年末までに結論を得る。」とされている。
- 以上のことから、介護保険制度の見直しについて、社会保障審議会介護保険部会等において議論を行い、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

1. 大綱の概要

雇用保険法の改正を前提に、同法の失業等給付について、引き続き非課税及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

◆ 雇用保険制度では、失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の引き下げに係る時限措置が令和元年度末で終了することから、この時限措置の取扱いを含めた雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討している。

◆ 失業等給付は全て非課税となっているが、当該検討の結果、失業等給付について所要の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

第11条（受給権の保護）

失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第12条（公課の禁止）

租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

◆ その他関連する制度の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

1. 大綱の概要

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象資産から工場用の建物等を除外するとともに、機械装置の割増償却率を12%（現行：24%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

障害者を多数雇用する
事業所



人数要件

次の①～③の要件のうちいずれかを満たすこと。

- ① 従業員に占める障害者の割合が50%以上（※1）
- ② 雇用している障害者数が20人以上（※1）であり、かつ従業員に占める障害者の割合が25%以上（※1）
- ③ 法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上（※2）であり、かつ雇用障害者に占める重度障害者等（※3）の割合が55%以上（※2）

（公共職業安定所長が発行する証明が必要）

割増償却

普通償却費

+

普通償却限度額の **12%※**

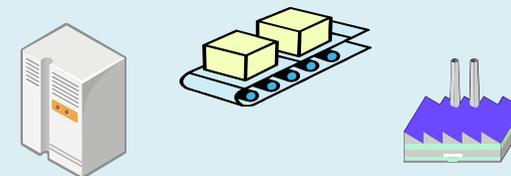
（※令和2年3月31日までは24%、
工場用建物及び施設は32%）

- ※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人としてカウント（ダブルカウント）、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

減価償却資産

次に掲げるもので、減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作した機械・装置

- ・ 障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置
- <令和2年3月31日までは以下の工場用の建物等も対象>
- ・ 障害者が労働に従事する事業所にある工場用の建物及びその付属設備



【適用期間】 令和4年3月31日まで

1. 大綱の概要

労働者災害補償保険法の改正を前提に、同法の保険給付について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

- ◆ 労災保険制度においては、複数就業者に係るセーフティネットを拡充する観点から、複数就業者に係る労災保険制度の在り方について、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において検討を行っている。
- ◆ 労災保険給付は全て非課税となっているが、当該検討の結果、労災保険給付について所要の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。
- ◆ その他関連する制度の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第12条の5（受給権の保護）

①（略）

② 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。（略）

第12条の6（保険給付の非課税）

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。

1. 大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、以下の項目について税制上の所要の措置を講ずる。

2. 制度の内容

(1) DC (企業型・個人型) の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大

① 企業型確定拠出年金 (企業型DC) の加入可能年齢の見直し

【現行】厚生年金被保険者のうち65歳未満のもの ⇒ 【見直し案】厚生年金被保険者 (70歳未満)

② 個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo)) の加入可能年齢の見直し

【現行】国民年金被保険者のうち60歳未満のもの

⇒ 【見直し案】国民年金被保険者

- ① 第1号被保険者：60歳未満
- ② 第2号被保険者：65歳未満
- ③ 第3号被保険者：60歳未満
- ④ 任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能 (65歳未満)

③ 確定拠出年金 (企業型DC・個人型DC (iDeCo)) の受給開始時期の選択肢の拡大

【現行】60歳から70歳の間で個人が選択可能 ⇒ 【見直し案】公的年金の見直しに併せて上限年齢を引上げ (75歳)

④ 確定給付企業年金 (DB) の支給開始時期の設定可能範囲の拡大

【現行】60歳から65歳の間で企業が設定可能 ⇒ 【見直し案】柔軟な制度運営を可能とするため設定可能範囲を70歳に拡大

(2) 中小企業向け制度 (簡易型DC・iDeCoプラス) の対象範囲の拡大

【現行】100人以下 ⇒ 【見直し案】300人以下

(3) 企業型DC加入者の個人型DC (iDeCo) 加入の要件緩和

- 企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限られているが、これを改め、iDeCoに加入できるように改善を図る。

(4) ポータビリティの改善

(5) その他所要の措置

1. 大綱の概要

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年（令和4年度末まで）延長する。

2. 制度の内容

【企業年金等に関する税制】

拠出時	運用時	給付時
非課税	積立金への 特別法人税課税	課税（公的年金等控除又は退職所得控除の対象）

- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中（令和元年度末が凍結期限）

(参考1：特別法人税の考え方)

事業主が掛金を負担している企業年金等の積立金に対して課税される法人税。掛金の拠出時点に給与所得として課税すべきところ、給付時点まで課税の繰延べを行うことに伴う利益に対し課税を行うというのが基本的な考え方。（積立金全体に対して1.173%の税が課される。）

(参考2：企業年金等の種類)

厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金のほか、私立学校教職員共済（文科省所管）等がある。

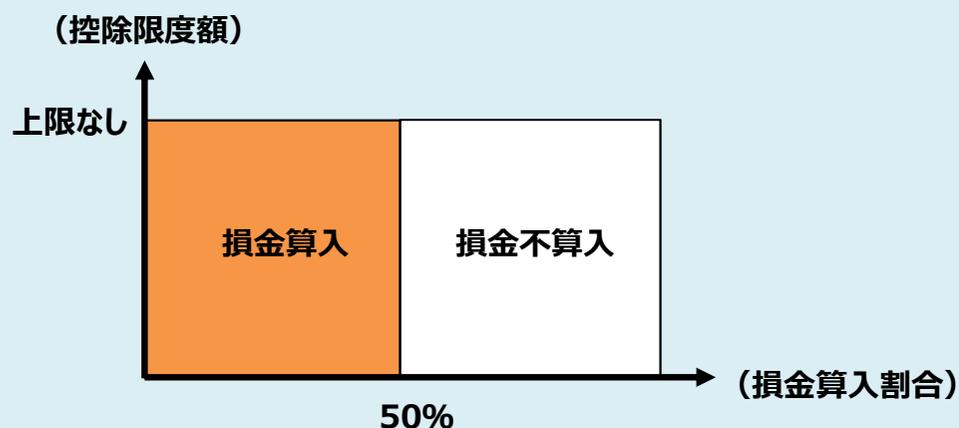
1. 大綱の概要

交際費の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例（対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人は除外）及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

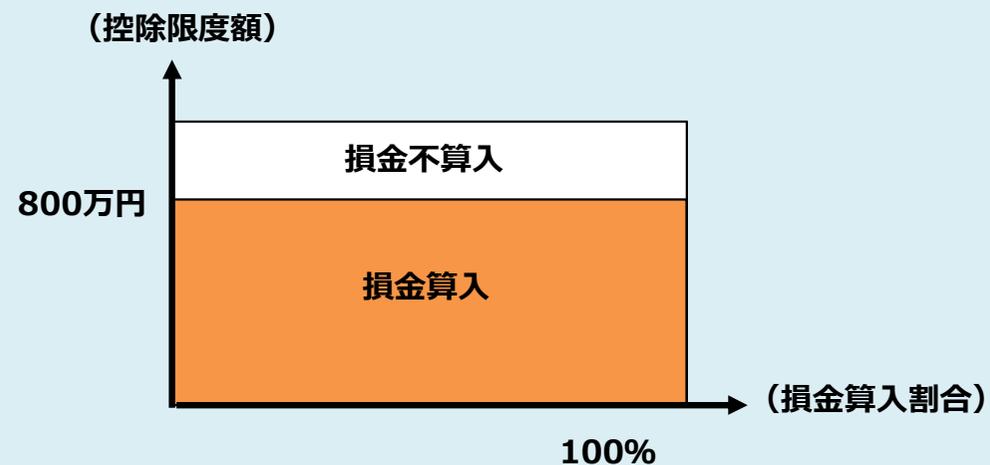
2. 制度の内容

交際費（飲食費や贈答品の費用等）については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。
※中小企業については、①②のいずれかを選択。

① 飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置
〔中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下）〕



② 交際費を800万円までは全額損金算入できる特例措置
〔中小企業のみ〕



(参考) 社内接待費
専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税) (中企庁、総務省と共同要望)

1. 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ①対象法人から連結法人を除外する。
- ②対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下（現行：1,000人以下）に引き下げる。

2. 制度の内容

- 連結法人を除く従業員500人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 ^(注) (残存価額なし)	本則
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

(登録免許税・不動産取得税) (中企庁、農水省と共同要望)

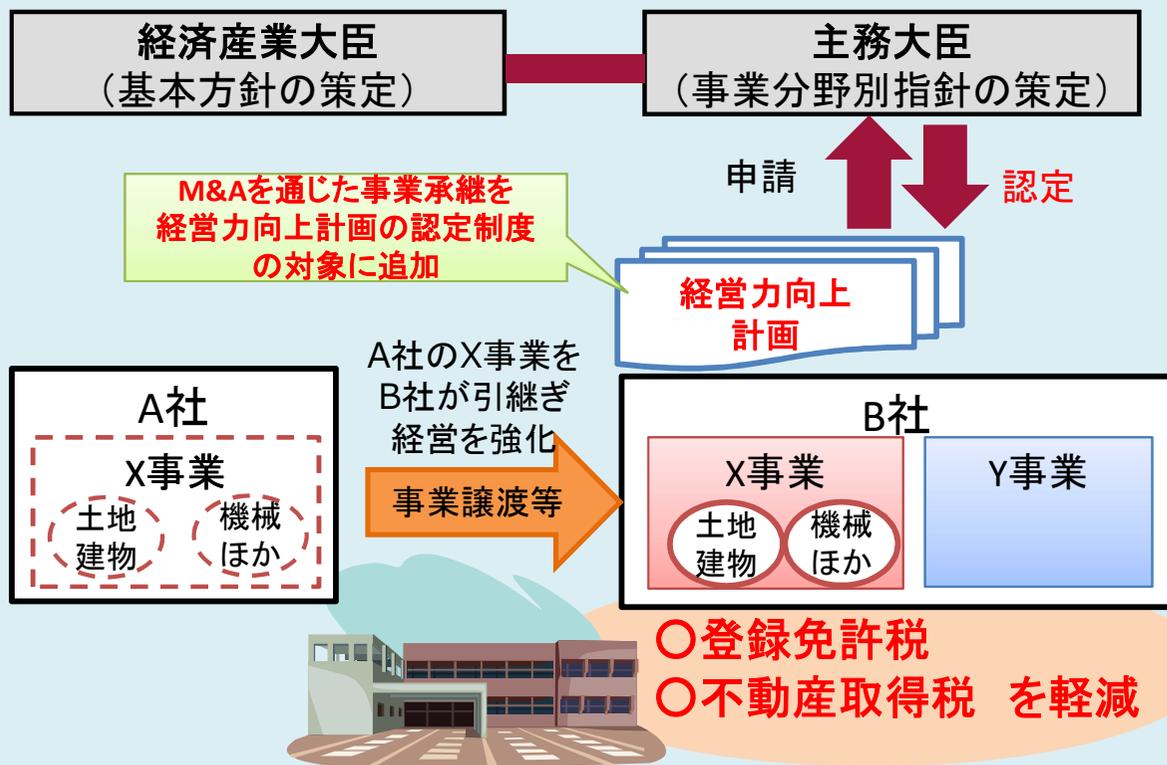
1. 大綱の概要

中小企業等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税及び登録免許税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

中小企業等経営強化法に基づく認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行う際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への事業承継を加速させる。

【中小企業等経営強化法】



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

1. 大綱の概要

公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度に関し、いわゆるパブリック・サポート・テスト要件（PST要件）の算定式における総収入金額及び受入寄附金額の総額から、休眠預金等からの助成金の額を除外する等の措置を講ずる。

(※) 公益法人等：公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人 等

2. 制度の内容

- 個人が寄附した場合に税額控除を受けることができる公益法人等は、所轄庁等から認定を受ける必要があり、その認定にあたっては、NPO法に定める認定NPO法人の認定基準と同等の要件（PST要件）を満たす必要がある。

【PST要件】

(相対値基準)

$$\frac{\text{寄附金等収入金額(受入寄附金総額－一者あたり基準限度超過額等)}}{\text{経常収入金額(総収入金額－国等からの補助金・委託事業費等)}} \geq 20\%$$

* 算定に当たって、特定の者からの巨額の寄附が過度な影響を与えることのないよう、一人又は一つの団体の寄附金としての算入上限額(助成する団体が特定公益増進法人の場合は50%、それ以外の場合は10%)が設けられている。

(絶対値基準)

寄附者の数が年平均100人以上(※)、かつ、寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※)一定の要件を満たす場合にあっては、租税措置法施行令に規定する算定式に基づき緩和(最大10人以上にまで緩和。)

- PST要件の算定式の総収入金額及び受入寄附金総額から、休眠預金等からの助成金の額を除外する。その他所要の措置を講ずる。